

食安輸発第0513001号  
平成21年5月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(スリランカ産とうがらし及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、スリランカ産乾燥とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

スリランカ産とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) THE ISLAND SPICE GROVE が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、トリアゾホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（トリアゾホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：チリパウダー
2. 原 産 国：スリランカ
3. 製 造 者：THE ISLAND SPICE GROVE
4. 検査結果：トリアゾホス 0.35ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21017500611号1欄）
6. 輸 入 者：AFDホールディングス 株式会社